

石狩湾新港港湾計画の軽易な変更

—中央地区における土地利用計画の変更—

石狩湾新港管理組合 振興部計画施設グループ

●はじめに

石狩湾新港は、北海道日本海側の石狩湾のほぼ中央に位置し、本道の政治経済の中心である札幌圏の流通拠点としての役割を担っております(札幌市中心部から約15km、車で30分)。利用状況としては、平成27年の港湾取扱貨物量が約562万トンを記録し、3年連続過去最高を更新するなど、順調に推移し着実に発展を続けています。

また、平成27年7月に改訂した港湾計画においては、日本海側の流通拠点港湾としての機能強化や地域特性を活かした産業の活性化を支える機能の強化などを計画の方針とし、平成40年代前半を目標年次に策定しました。



写真1：石狩湾新港全景

●立地企業の要請

本港の中央地区は、平成24年に道内で唯一のLNG(液化天然ガス)輸入基地(石狩LNG基地)として運転を開始し、これまで取り扱っていたLPG(液化石油ガス)や石油製品に加え、LNGの輸入も開始しました。また、平成28年9月には同基地内に2基目のLNGタンク(20万kl)が完成しました。これらのエネルギー関連貨物は、道内各地にタンクローリーや内航船で出荷しており、本港は日本海側のエネルギー供給拠点としても、重要な役割を担っています。

このような中、本年3月には、同基地内のLNGタンク内で自然気化した天然ガス(BOG)を燃料に使用する高効率ガス発電設備の建設が発表されました。この発電施設は、運転時に排出する二酸化炭素や窒素酸

化物が少なく、また温排水を周辺海域に排出しない方式を採用することで環境影響に配慮した発電システムとなっています。

一方で、港湾計画における同地区の土地利用区分は、危険物取扱施設用地に位置付けていることから、この発電設備の建設は土地利用区分の利用形態に該当しないため、企業から建設に向けた協力の要請があったところです。

●石狩湾新港港湾計画の軽易な変更

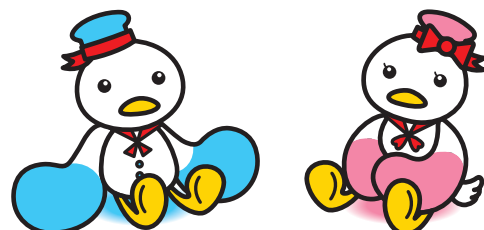
管理組合では、事前の調整などを踏まえ、企業要請の内容が港湾計画の方針に整合するかなどを検討した結果、対応可能と確認できたことから、土地利用計画を変更することとし、港湾法等に基づく軽易な変更の手続きを開始しました。変更手続きでは、関係機関との協議などを経て、本年8月に第31回地方港湾審議会を開催し、変更案の審議後、原案のとおり認めると答申をいただき、その後、概要を公示し手続きを完了しました。

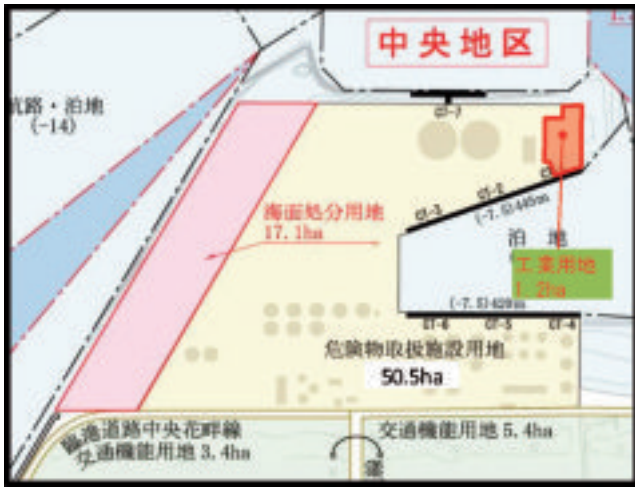


写真2：中央地区

表：土地利用計画

土地利用区分	変更前面積	変更後面積
危険物取扱施設用地	51.7ha	50.5ha
工業用地	—	1.2ha





図：港湾計画

●おわりに

今回の港湾計画の軽易な変更により、効果的な企業活動や土地利用が図られ、港湾の発展に繋がるものと期待しております。

今後も本港では、企業ニーズや社会情勢の変化等を的確に捉え、港湾の方針等との整合を図りつつ、港湾計画を変更するなど、積極的な対応で港づくりに取り組んでいきたいと考えております。